

感対第 810 - 2号
令和 4 年 9 月 6 日

医療機関 各位

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」の医療機関への配分について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」（販売名：エバシエルド筋注セット）が、令和4年8月30日に薬事承認され、令和4年9月1日付け厚生労働省事務連絡により、下記(A)(B)の要件をともに満たす者を対象に、エバシエルド特有の効能である発症抑制目的での投与についてのみ、配分されることとなりました。

については、対象者への投与が見込まれる医療機関にあっては、令和4年9月1日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」の医療機関への配分について」及び下記の記載をよくご確認の上、埼玉県へご申請ください。

記

1. エバシエルド投与対象者の要件

(A) SARS-CoV-2による感染症に対するワクチン接種が推奨されない者又は免疫機能低下等により SARS-CoV-2による感染症に対するワクチン接種で十分な免疫応答が得られない可能性がある者 (①～⑩の者に限る)

- ①抗体産生不全あるいは複合免疫不全を呈する原発性免疫不全症の患者
- ②B細胞枯渇療法（リツキシマブ等）を受けてから1年以内の患者
- ③ブルトン型チロシンキナーゼ阻害薬を投与されている患者
- ④キメラ抗原受容体T細胞レシピエント
- ⑤慢性移植片対宿主病を患っている、又は別の適応症のために免疫抑制薬を服用している造血細胞移植後のレシピエント
- ⑥積極的な治療を受けている血液悪性腫瘍の患者
- ⑦肺移植レシピエント
- ⑧固形臓器移植（肺移植以外）を受けてから1年以内の患者
- ⑨T細胞又はB細胞枯渇剤による急性拒絶反応で最近治療を受けた固形臓器移植レシピエント

ト

⑩CD4Tリンパ球細胞数が50cells/ μ L未満の未治療のHIV患者

(B) SARS-CoV-2による感染症患者の同居家族又は共同生活者等（いわゆる濃厚接触者）ではない者

2. エバシエルドの配分について

現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、当面の間、厚生労働省が所有した上で、(A) (B)の要件をともに満たす者の、発症抑制目的での投与についてのみ、配分が行われます。

配分を希望する医療機関は、以下のQRコードもしくはURLより、申込みを行ってください（埼玉県電子申請システムへ移動します）。



https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=41080

3. 対象医療の要件

(1) エバシエルドの発症抑制目的での投与は保険診療ではありません。薬剤は国が無償で譲渡しますが、投与にあたっての手技料等は患者の自己負担となります（コロナ28公費を使うことはできません）。手技料は本来、医療機関で自由に決めていただくことができますが、エバシエルドの投与にあたっては、対象者の過度な費用負担とならないことを目的として、投与時の自己負担分の徴収金額を3100円以下とすることにご協力いただけることが要件になっております。

(2) 都道府県による対象医療機関の公表に同意いただけること（対象者がどこでエバシエルドの投与を受けられるかを調べられるようにする目的で公表します。埼玉県に申請いただいた医療機関を、埼玉県のホームページで公表させていただきます。）

感染症対策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

E m a i l : a7500-14@pref.saitama.lg.jp